

令和7年度 防災対策導入促進助成金交付要綱

一般社団法人埼玉県トラック協会

（目的）

第1条 この要綱は、事業者の防災対策の強化を図るため、一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「協会」という。)が行う防災対策導入促進助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「事業者」とは、埼玉県内の営業所を対象とした協会の会員及び協会の支部とする。
- (2) 「導入」とは、令和8年2月末日までの購入又はリース・割賦によるものとする。
※中古品(未使用品含む)、レンタル品を除く
※クーポン、ポイント等を使用し、支払った金額については助成対象外とする。
※送料は助成対象外とする。

（助成対象）

第3条 ○非常用電源は以下のものとする。

- ・発電機
- ・ポータブル電源
- ・蓄電池
- ・ソーラー発電システム

○備蓄品は以下のものとする。

- ・持ち運び式ソーラーパネル(ソーラー発電機)
- ・モバイルバッテリー
- ・乾電池(長期保存ができるもの)
- ・非常食(長期保存ができるもの)
- ・水(長期保存ができるもの)
- ・毛布
- ・簡易トイレ
- ・懐中電灯
- ・ブルーシート
- ・寝袋
- ・埼玉県トラック協同組合連合会等で販売している車載用緊急セット
- ・防災セット(防災リュック等)

※ローリングストックの消耗品(ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品等)は対象外

※カップ麺、缶詰(缶詰パン等の非常食を除く)、パックご飯等の日常食と非常食の区別がつかないものは対象外

(助成交付額)

第4条 協会は、事業者からの申請のあったときは、導入に要する費用の一部を、予算の範囲内で助成する。

2 非常用電源及び備蓄品の購入費用(税抜)合計の1/2

1,000円未満は切り捨てとする。

※購入総額が税抜2,000円以上の場合を対象とする。

1社上限を150,000円とする。

(交付申請)

第5条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、次の(1)に定めるものを添付して助成金を申請する。ただし、予算に達した場合にはそれまでとする。

(1) ・「令和7年度 防災対策導入促進助成金交付請求書」(様式1)

・令和6年度以降初めて埼ト協の助成金を利用する場合は、

・「標準的な運賃」を運輸支局へ届出した受付印のページ(写)

・購入先からの請求書(写)、(請求額がわかるもの購入明細等(写))、

購入した商品の内容がわかるもの、単価、数量、税抜価格がわかるもの(写)、

・領収書(写)(支払いを証するもの(写))

もしくはリース契約書(写)、割賦販売契約書(写)

(2) 助成対象期間は、令和7年3月1日から令和8年2月末日までに購入(支払い又はリース契約、割賦販売契約)し、令和8年3月6日(必着)までに助成金交付申請書を提出したものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、会員より申請書が提出された場合には内容を審査し、妥当と認められる場合には事業者に交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 事業者は、交付対象物資が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、当該物資に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

① 事業者が導入後2年以内に協会を脱会したとき

② 事業者が会費を滞納したとき

前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に会員に交付されている場合は、協会は事業者に対し期限を定めてその返還を定めることができる。

第8条 この要綱定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則) 本要綱は、令和7年4月1日より実施する。

本要綱は、令和7年7月15日より実施する。

本要綱は、令和7年10月1日より実施する。